新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の判定フローチャート

令和２年１月１日から現在まで、全国歯科医師国民健康保険組合に加入している（加入していたことがある）。

→ いいえ

対象外

※加入している（いた）健康保険にお問合せください。

↓ はい

国保加入期間中、給与等の支払いを受けていた期間がある。

→ いいえ

対象外

※給与等の支払いを受けていた方が対象となります。

↓ はい

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われたことから、療養のため３日連続して仕事を休み４日目以降も仕事を休んでいた期間がある（現在も休んでいる）。

→ いいえ

対象外

※休み始めた日から連続して３日間（待機期間）は支給対象になりません。

↓ はい

４日目以降（待機期間後）の休み期間は、給与等の支払いがない、または減額された。

→ 該当の場合

原則対象外

※有給休暇などで給与等の支払いを受けている場合は支給対象になりません。
ただし、給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給されます。
詳しくはお問い合わせください。

↓ はい

傷病手当金支給対象の可能性があります。申請書をご準備ください。